

尼崎市たばこ対策推進条例のてびき

A guide for tobacco control ordinance in Amagasaki.

吸わない人の
声と気持ち

たばこの煙は
気にならない方
でしたが
妊婦になった時から
気になります。

吸う方からすると
場所が少なくなり大変なもの
わかります。
でも煙は吸いたくないし
子どもには吸わせたくない。

「その1本止めたら
もっと好きやのに！」と
言っても通じない
ヘビースモーカーの夫。
長生きしてもらいたいのに。

バス待ちの列に並んでいるとき
前の人たばこを吸っていて
列を抜けるわけにもいかず困った。

吸わない人も吸う人も
お互いのキモチを
考えて
「ピース」なまちに。

2018年10月に
たばこ対策推進条例が
完全施行。

みんなでよりよい環境を
つくっていくための条例です。
喫煙はルールとマナーを守って。

尼崎市 たばこ対策推進条例

尼崎市たばこ対策推進条例

たばこは、広く親しまれてきた嗜好品であるとしていますが、喫煙とがん、循環器疾患、呼吸器疾患等の発症との因果関係が科学的に明らかにされるなど、数多くの喫煙による健康への影響が指摘されています。また、受動喫煙が、未成年者や妊婦をはじめとする喫煙者以外の者の健康に影響を及ぼすことも懸念されています。さらに、たばこについては、健康への影響以外にも、路上喫煙や歩きタバコにより他人にやけどなどの被害を及ぼし、また、たばこの吸い殻の散乱がまちの美観を損ねるなどの社会的な問題も引き起こしています。このような状況の中で、市においては、禁煙の支援や受動喫煙の防止に関する啓発とともに、歩きタバコの抑制やたばこの吸い殻の散乱防止を目的とした取組を進めてきましたが、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっていないため、これらのたばこ対策をより一層推進していく必要があります。ここに、私たちは、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることにより、健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(この条例の目的)第1条

この条例は、本市におけるたばこ対策に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、たばこ対策に関する基本的な事項を定めることにより、たばこ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が健康的にかつ安全で快適に暮らし、又は過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①たばこ

たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

②市民等

市民(本市の区域内に住居若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に在する学校等に通学する者をいう。以下同じ。)、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。

③事業者

本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

④喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することによりその煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。

⑤道路等

道路、公園、広場、河川、海岸その他の不特定又は多数の者が立ち入ることができる場所(次のいずれかに該当する場所を除く。)をいう。

ア 屋内又はこれに準ずる環境にある場所

イ 権限を有する者が喫煙をする者(以下「喫煙者」という。)のために設置し、又はその設置を許可した灰皿その他これに類する設備の付近に係る場所として市長が別に定める場所

⑥路上喫煙

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両(以下「車両」という。)内において市長が別に定める措置を講じた上で喫煙をする場合を除き、道路等において喫煙をすることをいう。

⑦歩きタバコ

市長が別に定める場合を除き、歩行しながら路上喫煙をし、又は車両に乗り移動しながら路上喫煙をすることをいう。

⑧受動喫煙

他人の喫煙その他の行為により、たばこから発生した煙にさらされることをいう。

(市の責務)第3条

市は、たばこ対策に関する施策(以下「たばこ施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)第4条

①市民等は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

②喫煙者及び喫煙者以外の者は、お互いに快適に暮らし、又は過ごすことができるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)第5条

事業者は、たばこ対策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施するたばこ施策に協力するよう努めなければならない。

(協働によるたばこ対策の推進)第6条

市、市民等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協力してたばこ対策を推進するものとする。

(たばこ対策に関する啓発)第7条

①市長は、市民等が健康的に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響に関する啓発を行うものとする。

②市長は、市民等が安全で快適に暮らし、又は過ごすことができるまちをつくるため、歩きタバコ及びたばこの吸い殻(以下「吸い殻」という。)の不始末が市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うものとする。

③事業者は、その従業員その他の構成員に対し、喫煙その他たばこが市民等の健康に及ぼす影響及び市民等の身体又は財産に被害を及ぼす危険性に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(禁煙の支援)第8条

市長は、喫煙者でその喫煙の習慣を断とうとするものに対して、その支援を行うものとする。

(受動喫煙の防止)第9条

市長は、健康増進法(平成14年法律第103号)の趣旨を踏まえ、市民等及び事業者による自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、受動喫煙に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(未成年者の喫煙の防止)第10条

市民等及び事業者は、未成年者に身近な成年者の喫煙が当該未成年者の喫煙を誘発するおそれがある事を理解するとともに、未成年者の喫煙の防止に努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)第11条

①市長は、本市の区域のうち路上喫煙による市民等の健康、身体又は財産への被害を特に防止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

②市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、その旨、その区域その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。

③市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

④第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「次項」と、「その区域」とあるのは「変更前及び変更後の区域又は指定が解除された区域」と読み替えるものとする。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)第12条

何人も、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。

(歩きタバコの禁止)第13条

何人も、本市の区域内においては、歩きタバコをしてはならない。

(違反者に対する指導等)第14条

①市長は、前2条の規定に違反している者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

②市民等及び事業者は、前2条の規定に違反しているおそれがある者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずべきことを助言することができる。

(吸い殻の散乱防止)第15条

①吸い殻の散乱防止については、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成8年尼崎市条例第4号)の定めるところによる。

②市民等が路上喫煙をする者は、携帯用の灰皿その他の吸い殻を収納するための容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

(意見の聴取)第16条

市長は、たばこ対策を推進するために必要があると認めるときは、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

(委任)第17条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第14条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。

吸う人・
吸って
いた人
の声と
気持ち

マナーを守って
吸っていても「罪悪感」を
感じることもある。

みんなの目線が
こわいなあって
思うときがある。

たばこを吸っていた時代に
ポイ捨てをしてました。
今だと考えられないですが
常識ってわかるんだなあ。

免許合宿の時、喫煙所で
たくさんの友人ができた。
34歳になった今でも
付き合いがある。

お問い合わせ
尼崎市保健所
事業推進担当

TEL 06-4869-3033 / FAX 06-4869-3049
Email
ama-kenkouzoushin@city.amagasaki.hyogo.jp

たばこにまつわる新しい「ルール」ができました。

吸わない人も吸う人も一緒に確認しましょう！



公共の
場所でみんなが
きもちよく
過ごせるように。

For everyone to be comfortable in the
public place.

この条例の目的 第1条より



吸う人も
吸わない人も
おたがいのことを
考えましょう。

Smokers follow the rules,
Non-Smokers don't push out Smokers.
Care for each other.

市民等の責務 第4条より



できれば
禁煙しましょう。
応援します。

Quit smoking if you can.
We'll support you.

禁煙の支援 第8条より



吸わない人に
吸わせない。

Don't put Non-Smokers closer to the
smoke without care or thought for them.

受動喫煙の防止 第9条より



吸っては
いけない未成年。
絶対に
さそわない。

Never tempt under-age to smoking.

未成年者の喫煙の防止 第10条より



吸っては
いけない場所が
尼崎市内に
できました。

We designated the Non-Smoking Area
in Amagasaki city.

路上喫煙禁止区域の指定 第11条
路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止 第12条より



歩きタバコは
全面禁止。

Smoking while walking is
prohibited in Amagasaki city.

歩きタバコの禁止 第13条より



ポイ捨ては
全面禁止。
喫煙所や携帯灰皿を
利用しましょう。

Littering cigarette butts is also prohibited
in Amagasaki city.
Please have a smoke in the Smoking Area,
or with your portable ashtray.

吸い殻の散乱防止 第15条より